

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会観客輸送にかかる バス運行計画策定業務委託仕様書

1 件名

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会観客輸送にかかるバス運行計画策定業務委託

2 契約期間

契約締結の日から、2025年3月21日（金）まで

3 履行場所

委託者が指定する場所（会場については別紙「シャトルバス運用会場一覧」のとおり。）

※ 今後、大会の計画変更により、会場が変更となる可能性がある。その場合、委託者の指示に従い、変更後の会場を条件とし、業務を行うこと。

4 委託目的

委託者は、第 20 回アジア競技大会、第 5 回アジアパラ競技大会において必要となる観客の輸送を円滑に行うための、ルートの策定、バス乗降場・パーク&バスライド会場の候補地選定等を行うことが求められている。また、県外会場のバスルートの策定、バス乗降場の候補地選定も合わせて行う必要がある。

5 貸与品

- (1) 委託者は、必要と認めた資料を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、貸与を受けた上記資料及びデータを無断で複写若しくは複製又は目的外使用してはならない。
- (3) 受託者は、貸与品について適正に保管・管理の上、委託者から返却の指示がなされた場合及び本委託業務が完了した後は、速やかに返却するものである。

6 委託内容

観客の輸送に関し、委託者の指示等に従い、次の業務を実施すること。

(1) バスルート策定業務

- ・ 委託者が提供する情報に基づき、最寄駅等（パーク&バスライド会場含む）から競技会場までのバスルートの策定を行う。ルートの策定にあたっては、必ず現地調査による確認を行い、使用する道路の幅員等の交通事情、道路交通法等に基づく規制の確認を行い、関係法令を遵守し、策定すること。

- ・ バス乗降場を設ける最寄駅の設定作業を行うこととし、委託者が提示する最寄駅候補より適切な駅がある場合は、委託者と協議の上、変更すること。また、設定作業を行う際、委託者が最寄駅の設定について変更を希望した場合、その指示に従うこと。
- ・ 委託者が提供する追加の設定条件を加味し、随時、見直しを図るとともに、バス車両の通行等に支障があり、通常のバス車両以外（マイクロバス等）による輸送が好ましい会場については、別途提案すること。

(2) 観客バス乗降場・待機場（パーク&バスライド会場）の候補地選定

ア バス乗降場・待機場の設定

- ・ 必ず、現地調査による確認を行い、バス乗降場及びバスを一時的に待機させる待機場の候補地を提案すること。候補地を選定する際は、使用する道路等の交通事情、道路交通法等に基づく規制の確認を行い、実現可能な候補地を選定すること。
- ・ バス乗降場については、鉄道等の最寄駅から競技会場までの往復ルートを想定しており、交通事情等を反映し、既存の交通手段（路線バス・タクシー等）の運行に支障のないようにすることはもとより、道路交通法等の交通上の規制に合致するものが求められるため、確認作業を行うこと。また、バス乗降場候補地の管理者について確認を行い、使用料等が発生する場合は、委託者に報告すること。
- ・ 最寄駅側のバス乗降場の候補地を選定後、委託者が行う、利害関係者（施設管理者・自治体等）への説明に同行すること。また、説明には（公財）愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会等、大会運営に関わる関係者が随行することがある。
- ・ 競技会場内の乗降場は、会場内の運営・規制等に合致したバス動線の確保が求められるため、委託者が提供する情報により設定を行うこと。また、バスの乗降・待機が可能か検証を行うこと。
- ・ 乗降場の設定に際しては、「Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティガイドライン」に可能な限り配慮し、行うものとする。

イ パーク&バスライド会場の候補地選定

- ・ 各会場の収容人数に対し、シャトルバス、自家用車による移動だけでは、輸送能力が不足する会場については、パーク&バスライド（※）を検討する。委託者が提供する各会場の情報に基づき、現地調査等による確認を行い、候補地を提案すること。
- ・ 候補地については、現地調査等を実施し、利用者の駐車及びバスが円滑に通行できるよう動線を確保すること。また、候補地選定後、委託者が行う、利害関係者（施設管理者・自治体等）への説明に同行すること。

※「パーク&バスライド」とは、観客が自家用車を駐車場等に駐車し、そこからシャトルバスによる輸送を行うことを指す。

(3) 運行計画等策定業務（運行ダイヤ案の策定、バス必要台数・運転者数の算出）

- ・ 委託者が提供する競技日程・時間、会場人数等の情報をもとに、バスの運行ダイヤ案を作成し、各会場のバス必要台数・運転者数を算出すること。
- ・ 運転ダイヤ案は各会場の競技時間・観客席数及び鉄道の運行時間にも配慮し、十分かつ効果的な輸送能力を発揮できるよう、作成すること。
- ・ バス必要台数・運転者数の算出については、バス調達の実現性及び運転者の労務管理等にも十分配慮することとし、憂慮すべき事項がある場合は委託者に報告すること。
- ・ 委託者がバス必要台数・運転者数、運行ダイヤ案を検証するための、データファイル（マイクロソフト社製 Excel 等）を 9（1）に掲げるバス運行計画書とともに納品すること。

7 事業計画書の提出

受託者は、担当者の役職と氏名を明記した「作業体制推進図」及び実施する業務内容とスケジュールを示す「事業計画書」を契約後 2 週間以内に作成し、提出すること。また、業務の進め方や整理の仕方等に関する説明、調査交渉結果及び検討結果並びに参考資料を取りまとめた「業務報告書」を作成すること。

8 協議・打合せの実施

(1) 開催回数

本業務における協議及び打合せについては、月 2 回程度とするが、委託者が必要と認めた場合については、随時、会議を開催するものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

会議の開催場所及び実施方法については、委託者が指定するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、打合せに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 受託者は、各打合せの結果について議事録を作成し、委託者の承認を得ること。

ウ 作成した議事録は、打合せ後 7 日以内に納入すること。

9 成果物の納品等

本業務の成果物は、以下の通り納品するものとする。

なお、納品の際、併せて委託者に対して内容を説明すること。

(1) 成果物及び納期

関連項目	成果品	納期
6 (1) 6 (2) 6 (3)	①バスルート（観客バス乗降場・待機場候補地含む）計画書 ②バス運行計画書	初稿：2025年1月17日（金） 最終計画：2025年3月14日（金）
7	業務計画書	契約締結後2週間以内
6、7	業務報告書	初稿：2025年1月17日（金） 最終計画：2025年3月14日（金）

(2) 規格等

納品は、製本版（A4縦版〔A3折込可〕）4部及びデータ版（電子媒体、マイクロソフト社製 Word、Excel、PowerPoint により編集可能な形式）4部とし、下記(3)に示す場所へ納品すること。

(3) 納品場所

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局
（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）

10 権利の帰属等

(1) 著作権の帰属

ア 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。

イ 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

ウ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。

エ 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

ア 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像

権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

イ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

ウ 契約期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

1 1 その他

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本事業で発生する著作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像などの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (7) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。